

参考資料

1 計画策定の体制

(1) 福島市住宅マスタープラン策定委員会

○福島市住宅マスタープラン策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 本市の住宅政策を総合的に推進するための基本計画となる福島市住宅マスタープラン（以下、「プラン」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を反映させるため、策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日からプラン策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に開催される委員会に限り、市長が招集するものとする。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市政策部住宅政策課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月10日から施行する。
- 2 この要綱は、プラン策定の日をもってその効力を失う。

○福島市住宅マスタープラン策定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	役職名	備考
学識経験者	西田 奈保子	国立大学法人福島大学 准教授	委員長
建 築	佐藤 玲子	公益社団法人福島県建築士会福島支部 理事	副委員長
福 祉	三浦 辰夫	社会福祉法人福島市社会福祉協議会 常務理事	
子 育 て	山田 和江	福島市学童クラブ連絡協議会 会長	
まちづくり	後藤 忠久	福島商工会議所 副会頭	
民間住宅	加納 武志	公益社団法人福島県宅地建物取引業協会福島支部 支部長	
公 募	渡邊 圭	大学生	

(2) 福島市住宅マスタープラン庁内検討委員会

○福島市住宅マスタープラン庁内検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 本市の住宅政策を総合的に推進するための基本計画となる福島市住宅マスタープラン（以下、「プラン」という。）を策定するにあたり、必要な調査検討及び庁内の意見を調整するため、福島市住宅マスタープラン庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会はプラン策定のため、次に掲げる事務を行う。

(1) 調査検討及び庁内の意見調整に関すること。

(2) その他プランの策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、山本副市長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、都市政策部長をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

(幹事会)

第6条 委員会に付すべき事案の調整及び検討を行うため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、都市政策部次長をもって充てる。

4 幹事会に副幹事長を置き、住宅政策課長をもって充てる。

5 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときはその職務を代理する。

7 幹事会が必要と認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見等を聞くことができるものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 プラン策定にあたり調査研究を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、別表第2に掲げる所属の長の推薦のあった者をもって組織する。

3 ワーキンググループは幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、都市政策部住宅政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和2年5月14日から施行する。

2 この要綱は、プランの策定完了をもってその効力を失う。

附則

1 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

山本副市長
政策調整部長
総務部長
財務部長
市民・文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
こども未来部長
建設部長
都市政策部長
水道局長
消防長

別表第2 (第6条関係)

政策調整部	地域協働課長
総務部	危機管理室次長
財務部	財政課長
	資産税課長
	財産マネジメント推進課長

市民・文化スポーツ部	生活課長 定住交流課長
環境部	環境課長
健康福祉部	地域福祉課長 生活福祉課長 障がい福祉課長 長寿福祉課長 保健所衛生課長
こども未来部	こども政策課長
建設部	道路保全課長 道路建設課長 河川課長
都市政策部	都市政策部次長 都市計画課長 交通政策課長 開発建築指導課長 公園緑地課長 市街地整備課長 住宅政策課長 下水道総務課長 下水道建設課長
水道局	水道総務課長
消防本部	消防総務課長 予防課長

福島市住宅マスタープラン

令和3年3月

発行：福島市都市政策部住宅政策課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL：024-525-3757

FAX：024-533-0026

Mail：k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

福島市住宅マスタープラン

発行：令和3年3月／福島市

